**万沢小学校活用事業に係る企画提案仕様書**

**１　事業の概要**

（１）本事業の名称　　　万沢小学校活用事業

（２）本事業の目的

地域のシンボルであり、また地域住民の交流拠点及び防災拠点の役割をもつ万沢小学校を、民間事業者の資本力・企画力・経験豊かなノウハウ等を最大限に活かし、周辺環境との調和、地域コミュニティ活動・地域の活性化に配慮しつつ、地域の賑わいの創出が可能となるような事業提案を公募する。

**２　企画提案書を提出することができる者**

企画提案に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たし、誓約書（様式１）を提出する必要がある。

（１）応募者は、「南部町指名競争入札等参加者資格者名簿」に登録の有無を問わない。ただし、南部町指名競争入札参加者指名停止取扱要綱に定める指名停止基準その他国等契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。

（２）応募者は、法人又は個人とする。なお、複数の者が共同して応募する場合（以下「共同企業体」という。）は、その中から代表を選定し、代表者が窓口になることとする。ただし、単独で応募された法人は、他の共同企業体の構成員になることはできない。また、同一の法人が複数の共同企業体の構成員になることはできない。

（３）応募者は、提案する事業を自ら実施できる者であること。

（４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（５）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

（６）市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（７）法第2条第1項第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。

　ア　法第2条第1項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

　イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

　ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の活用等をしている者

　エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に活用している者

　キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

（８）法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が特定の政治団体及び宗教団体の活動、その他これに類する行為に関与していないこと。

（９）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者に該当しないこと。

**３　提案内容**

本仕様書の「１　事業の概要」の「（２）本事業の目的趣旨」に対応したものであること。

**４　提出書類**

（１）企画提案に関する書類

　　ア　企画提案書（様式問わず）

 　　※　提案趣旨・事業計画・資金計画・収支計画等を含むもの。

　　　イ　誓約書（様式１）

（２）提出部数

　　ア：11部　（正本１部　副本10部（正本の写し））、イ：１部

（３）提出期間

 ア　提出場所：山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2

 南部町役場企画課

 イ　提出方法：持参又は郵送（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時15分から午後5時15分まで）

※郵送の場合には提出期限内必着、書留郵便に限る。

　　 ウ　提出期限：令和4年12月28日（水）午後5時15分必着

※提出期限後に書類が到着した場合は、無効とする。